

埼労発基0830第12号
令和5年8月30日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、令和5年8月29日付け基発0829第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。